

令和 2年 2月13日  
長野県司法書士会

## 事業報告書

### 1 相談会名

司法書士による「相続・遺言及び成年後見相談会&勉強会」 in 筑北村

### 2 開催日時

令和2年2月7日（金）午前10時~午後3時

### 3 開催趣旨

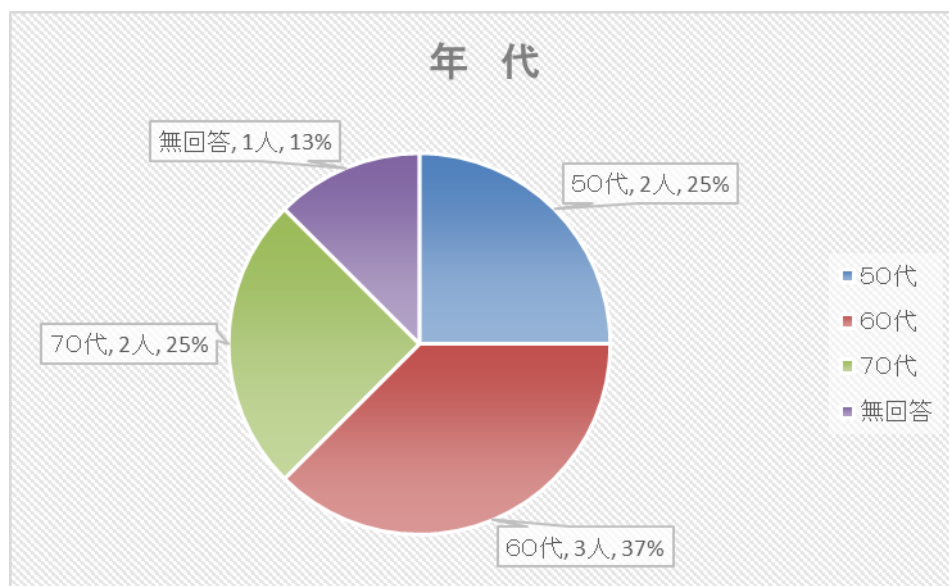
長野県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と位置づけ、県内各司法書士事務所にて相続に関する無料相談を行っていますが、司法書士がいない地域又は最寄りの司法書士事務所まで30分を超える移動を要する地域（特に山間地）の方への法的サービスとして、毎年1回、出張無料相談会も実施しており、本年度は東筑摩郡筑北村にて実施しました。

この相談会は、例年、成年後見制度に関する相談も多く寄せられることから、平成30年度からは、成年後見に取り組んでいる公益社団法人リーガルサポートながの支部との共催で開催しています。

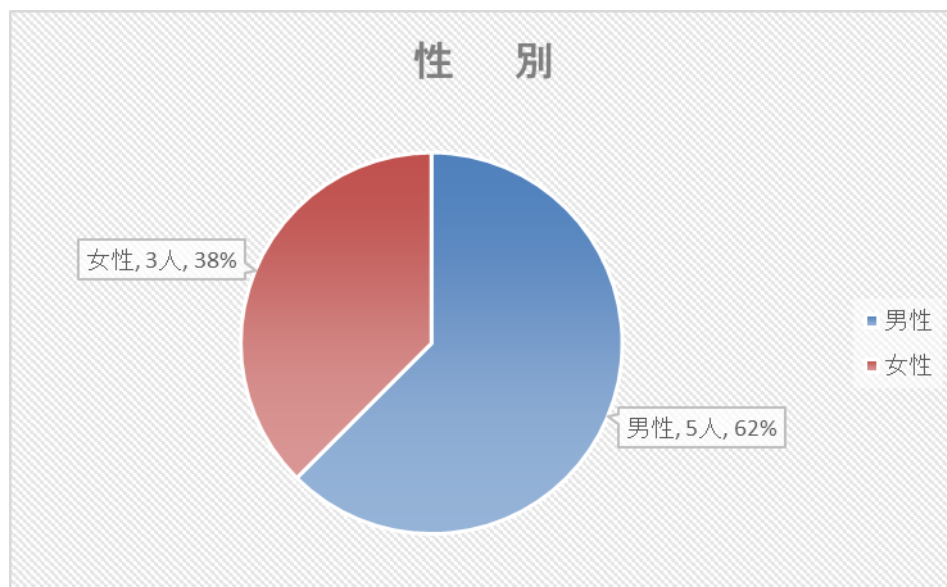
### 4 勉強会参加者 10名

### 5 相談件数 8名

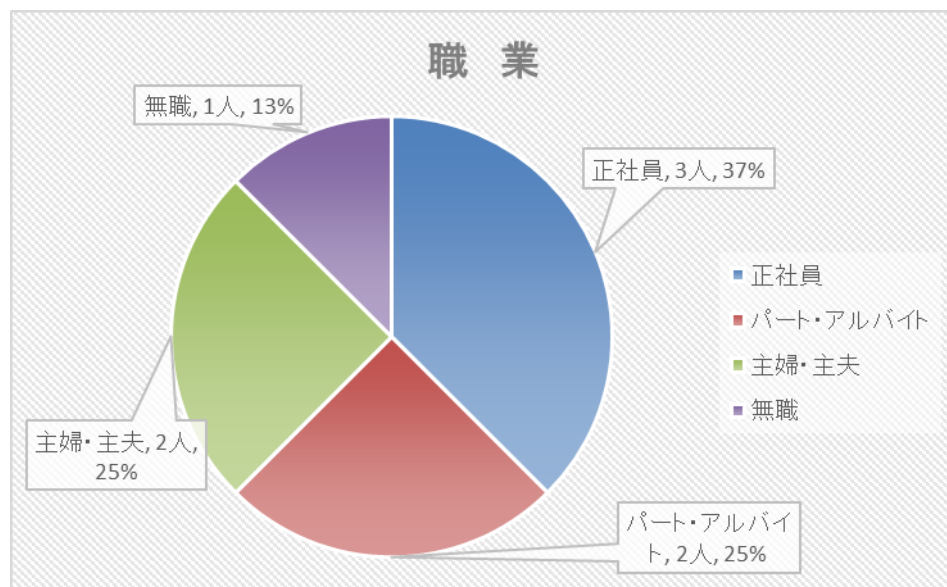
#### (1) 年代



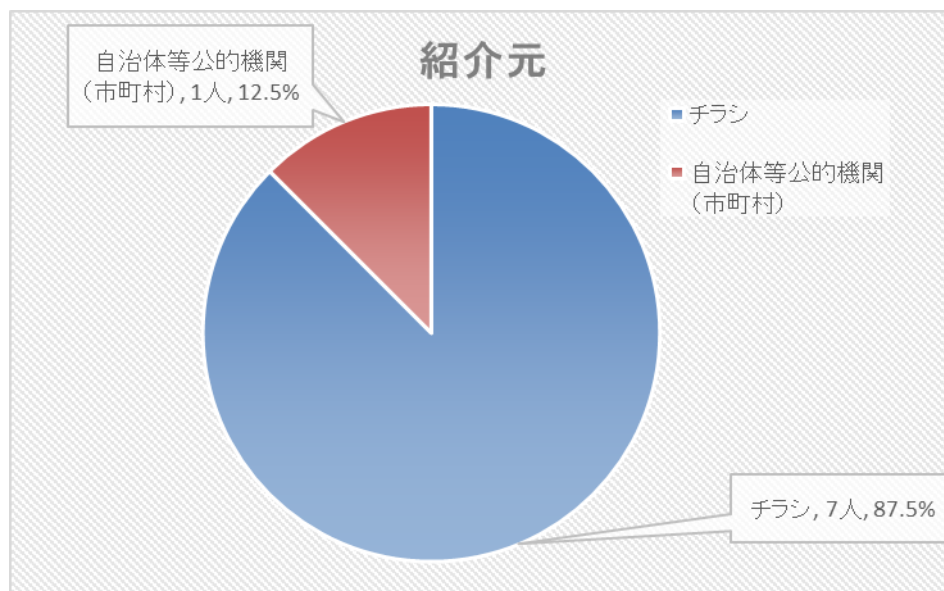
(2) 性別



(3) 職業



#### (4) 紹介元



#### 6 主な相談内容

- ・相続登記をしていない。誰が相続したらよいか。
- ・自分で管理できない不動産を放棄することができるか。
- ・相続手続きに必要な書類を教えてください。
- ・後見人は本人の不動産を処分できるか。

#### 7 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した筑北村は、人口4,277人（令和元年10月1日現在）の村です。開催にあたっては、筑北村のご協力により村の広報誌の1ページ全面に開催案内を掲載していただきました。また、筑北村及び周辺地域の新聞に折り込みチラシを入れさせていただきました。

勉強会には、10名の参加があり、熱心な皆さんの姿勢からこのテーマに対する関心の高さが窺えました。また、勉強会終了後も残って質問をしていく方も複数いらっしゃいましたので、参加された方の疑問点を解消できたのではないかと思います。

相談会に寄せられた相談内容は、死亡した人の名義のままで相続登記をしていないというものが多くありました。登記名義人が死亡し何かしなければならないとは感じているが、どうしたらよいか、誰に相談したら良いかが分からず悩んでいる方が多くいらっしゃることを改めて認識する機会になりました。

ところで、当会では、様々な事情により面談相談会場までお越し頂けない方々のために、常設の電話相談窓口を設けています。しかし、今回のように面談相談会を開催してみると、まだまだ電話相談の存在が認知されず、どこに相談したらよいか分からず相談することの出来ていない方が多いことを痛感します。当会は、来年度以降も中山間地域での出張相談会を実施して参りますが、気軽にご利用いただける電話相談についても、県民の皆様に周知していく所存です。

## 8 当日の様子



